

全国楽器協会 共通利用型情報基盤整備 運用基準書

第1章. 総則

1-1 目的

全国楽器協会が統括実施する共通利用型情報基盤整備は、楽器・楽譜業界における取引に関する情報システムを構築することにより、情報活用の近代化を促進し、顧客への商品、サービスの向上を図ることで業界の発展に寄与する事を目的とします。

1-2 共通利用型情報基盤整備の概要

- ①POS普及の為に商品マスターを標準化し、共通商品コードセンターを設立する。
- ②商取引電子化のためのシステムを構築する。
- ③楽器店からの実売データ提供に基づき業界の生産性向上につなげる。

1-3 参画会員

全国楽器協会会員及び賛助会員の中で、共通利用型情報基盤整備(以下、「情報基盤整備」と称します)に参画する各社を参画会員とします。

参画会員には本運用基準が適用されます。

以下、甲、乙、丙とは、下記団体に加盟し情報基盤整備に参画する会員を指します。

- ・ 甲： 全国楽器製造協会、日本楽譜出版協会
- ・ 乙： 全国楽器卸商組合連合会、日本楽譜販売協会
- ・ 丙： 全国楽器小売商組合連合会

1-4 共通利用型情報システム

情報基盤整備に関して構築する情報システムとは、全国楽器協会の意向を反映させたPOSシステムと甲・乙・丙間の商取引情報の処理を担う電算処理システムを有機的に融合することにより、楽器・楽譜業界の商品供給を迅速・適正に行い販売促進に寄与することを目的とした共通利用型情報システムです。

以下、共通利用型情報システムを「本システム」と称します。

第2章. 運用の概要と手続

2-1 運用の概要

- ①情報基盤整備及び本システムは参画会員の意向に基づき全国楽器協会が統括運営します。
- ②参画会員が本システムを利用するについては、個別にアウトソーシング社(2-3に定めアウトソーシング各社)と契約し、自己の裁量と責任において運用します。
全国楽器協会は発生した事故、損害についての責任は負いません。

2-2 参画会員の役割と義務

- ①甲及び乙は自社商品の商品マスターを共通商品コードセンターに登録します。
- ②共通商品コードセンターを利用する丙は、POS化にて得た実売データを甲及び乙に提供します。
- ③全国楽器協会が情報基盤整備及び本システムの運用統括行う為の原資として、参画会

員はデータ交換利用実績に基づいた負担をおこないます。

2-3 アウトソーシング

本システムの運用については以下の事業者に出注します。

- ①株式会社NTTデータは共通商品コードセンター及び楽器・楽譜業界EDIの電算システムの提供及び運営を担当します。
- ②NECネクサソリューションズ株式会社は全国楽器協会POSシステム(以下、「全楽協POSシステム」と称します)を提供します。
- ③株式会社ミュージックトレード社は共通商品コードセンターへの商品マスター登録代行をおこないます。
またミュージックトレード社が登録代行した委託分商品マスターについて実売データを登録委託社に転送します。それとともに丙の業界集約実売データ(楽器・楽譜)の配信も担当します。

上記3社を「アウトソーシング社」と総称します。

アウトソーシング社と甲・乙・丙は、共通利用型情報システムを利用する事で得られた情報の守秘義務契約を締結します。

2-4 基準書改定手続

甲乙丙参画会員の改定提案を、情報活用委員会・事務局で受け運用ルール策定ワーキンググループメンバーで取り纏め、委員長承認または委員長判断に基づき情報活用委員会または理事会による承認をもって改定とします。

2-5 運用基準の公開

運用基準は全国楽器協会会報に掲載し、全国楽器協会ホームページにて公開します。

第3章 共通商品コードセンター

3-1 センターの役割

- ①共通商品コードセンターは、甲及び乙が自社商品の商品マスターを同センターに登録することで、丙のPOSシステムの商品マスター及び甲・乙・丙の相互データ交換の商品マスターとして利用し、また丙の商品発注データ、甲・乙の納品データ、POS実売データ、POS実売データを集約した実売情報(以下「実売サマリー」と称します)等処理システムとして甲・乙・丙の営業促進に役立てることを目的とします。
- ②共通商品コードセンターの情報処理システムは株式会社NTTデータの電算システムを利用します。

3-2 センターの利用

甲・乙・丙は、それぞれ株式会社NTTデータと契約を締結しセンター機能を利用します。

3-3 コードの登録

甲及び乙は、センターに自社商品の商品マスターを登録します。

- ①共通商品コードセンター登録時に同一JANコードの商品マスターを共通商品コードセンターに複数登録出来ません。
- ②既登録商品マスターの修正は該当商品マスター登録社のみ可能です。

3-4 費用負担

- ①商品マスター登録をした甲及び乙は、株式会社NTTデータに対してセンター利用料を支払います。
- ②商品マスターデータを利用する丙は、株式会社NTTデータに対してセンター利用料を支払います。
- ③上記の利用料金及び支払い方法等については株式会社NTTデータとの契約において定めるものとします。

3-5 以上の他、共通商品コードセンターの利用、登録手続等の詳細は別途マニュアルで定めます。

第4章 楽器・楽譜業界EDIを用いたデータの交換

4-1 データ交換の趣旨

丙の商品発注データ、甲・乙の商品出荷データ、POS実売データ、POS実売サマリー等を甲・乙・丙において正確かつ迅速に行うことにより甲・乙・丙の生産性向上に役立てることを目的とします。

4-2 データ交換の利用

甲・乙・丙は、それぞれ株式会社NTTデータとの契約によりデータ交換機能を利用します。

4-3 費用負担

- ①甲・乙・丙は、第3章3-4で定める利用料を株式会社NTTデータに支払います。
- ②甲・乙・丙は、全国楽器協会の本システム統括運営原資として、それぞれが利用するデータ交換量に応じた費用を負担します。

4-4 以上の他、データ交換に関する詳細は別途マニュアルで定めます。

第5章 実売データの提供・利用

5-1 データ提供の義務

共通商品コードセンターに登録された甲及び乙の商品マスターを利用する丙は、利用した商品マスターに該当するPOS実売データを、該当する甲または乙に提供する義務を負います。

5-2 提供データの内容

丙が提供する実売データは提供社名を伏したJANコードと実売数量とします。

5-3 データの提供・利用

甲・乙・丙は、それぞれ株式会社NTTデータとの契約によりデータの提供及び利用を行います。

5-4 費用負担

甲・乙・丙は、第3章3-4で定める利用料を株式会社NTTデータに支払います。

5-5 以上の他、実売データ提供に関する詳細は別途マニュアルで定めます。

第6章 楽器・楽譜業界実売の状況提供

6-1 データの提供

- ①丙は楽器分類コードに集約した実売データを全国楽器協会に提供し、全国楽器協会においてこれを集約し、実売サマリーとして甲・乙・丙それぞれへ提供できます。
- ②実売サマリーの提供業務は全国楽器協会から委託を受けた株式会社ミュージックトレード社が行います。

6-2 費用負担

- ①実売サマリーの提供対価として甲・乙・丙は全国楽器協会に対して費用を負担します。料金は別途定めるものとします。
- ②上記の対価は全国楽器協会から委託を受けた株式会社ミュージックトレード社から請じます。

6-3 提供データの守秘義務

実売サマリーは甲、乙、丙の個々の会員において利用するものとし、他の会員及びその他の者への提供は一切禁止します。

第7章 全楽協POSシステム

7-1 提供・利用

- ①丙はPOSシステム導入にあたり、全楽協POSシステムを利用することが出来ます。
- ②全楽協POSシステムはNECネクサソリューションズ株式会社が提供します。
- ③丙は全楽協POSシステムを利用する場合には、NECネクサソリューションズ株式会社と契約を締結し利用することとします。

7-2 費用負担

全楽協POSシステムを利用する丙は、NECネクサソリューションズ株式会社に対して利用料を支払います。

7-3 以上の他、全楽協POSシステム利用の詳細は別途マニュアルで定めます。

第8章 システム運営原資

8-1 全国楽器協会の本システム統括運営原資は以下のものとします。

- ①実売サマリー提供業務を株式会社ミュージックトレード社に委託する事により、応分の原資を得ます。
- ②データ交換量に応じて甲、乙、丙が全国楽器協会に支払う料金、支払い方法については別途定めます。

第9章 当運用基準書の記載に準拠した運用マニュアルを定めます。

付記、当基準書の制定は全国楽器協会・情報活用委員会運用ルール策定ワーキンググループにおいて案を策定し、情報活用委員会に諮り制定しました。

2006年8月4日作成